

長野市介護保険事故報告事務取扱要領

(趣旨)

第1 「長野市指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例（平成26年12月25日 長野市条例第53号）」、「長野市指定介護予防支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例（平成26年12月25日 長野市条例第54号）」、「長野市指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月25日 長野市条例第55号）」、「長野市指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月25日 長野市条例第56号）」、「長野市指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月25日 長野市条例第57号）」、「長野市介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年12月25日 長野市条例第58号）」、「長野市指定地域密着型サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月25日 長野市条例第59号）」、「長野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月25日 長野市条例第60号）」、長野市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成28年9月30日 長野市条例第54号）」、長野市介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年4月1日 長野市条例第29号）及び「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第41号）」（以下「条例等」という。）並びに「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日厚生労働省通知老発第222001号）」に基づき、介護保険指定事業者、施設及び基準該当事業者（以下「事業者等」という。）が長野市（以下「市」という。）の介護保険被保険者を対象として介護サービス（指定通所介護事業者等が、指定通所介護事業所等の設備を利用し、指定通所介護等以外に提供するサービスを含む。以下「サービス」という。）を提供中に事故が発生した場合の事務手続きについて定めるものとする。

(報告を必要とする事故の範囲)

第2 事業者等が市へ報告する事故は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) サービス提供中に、利用者が死亡又は医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合（第三者の行為により、利用者が被害者となった場合も含む。）

ア 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通し

て全て含まれるものとする。

イ 「死亡」とは、事故死亡をさし、病気死亡は報告対象外とする。ただし、病死でも死因等に疑義が生じ、利用者の家族等から苦情が出ている場合は、全て報告対象とする。

ウ 「何らかの治療」には、医師の指示に基づく経過観察、保存療法も含まれるものとする。

(2) 食中毒（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める感染症の病原体によるものを除く。）の発生が認められた場合

(3) 次に上げる感染症等の発生が認められた場合

ア 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める1・2・3類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症に加えて、レジオネラ症及び疥癬が発生した場合

イ 同一の感染症による又は同一の感染症若しくは食中毒によると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

ウ 同一の感染症の患者又は同一の感染症若しくは食中毒（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める感染症の病原体によるもの。）が疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

エ イ及びウに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(4) 利用者が無届けで外出し、警察、消防等に捜索の協力を依頼した場合

(5) その他、利用者もしくは、その家族からの苦情等に基づき、市が必要と認める場合

(報告)

第3 事業者等は、第2に定める事故が発生した場合、医療機関による処置の概要等が判明次第できる限り速やかに市高齢者活躍支援課へ、次の各号のとおり報告（以下「第一報」という。）するものとする。

(1) 事故報告書（報告様式）の1から6の項目までについて可能な限り記載し、電子メールにて報告すること（電子メールでの対応が困難な事業所に限っては、電話での報告を第一報としてみなす。）

(2) 電子メールのタイトルは、「【事故第一報】事業所名」とすること

(3) 遅くとも5日以内を目安に報告すること

2 事業者等は、状況の変化等必要に応じて、前項に準じた追加の報告を行うものとする。

3 事業者等は、第一報後おおむね二週間以内に、事故報告書（報告様式）により、市高齢者活躍支援課へ、次の各号のとおり報告（以下「最終報告」という。）するものとする。

- (1) 最終報告は、直接持参、郵送、または電子メールにて報告すること
 - (2) 電子メールにて報告する場合の標題は、「【事故最終報告】事業所名」とすること
 - (3) 郵送にて報告する場合は、封筒に「事故最終報告書在中」と添え書きすること
 - (4) 市が必要と認める場合は、市の指定した方法での追加資料の提出をすること
- 4 前3項に定める報告にあたり、事業者等は、その責任において個人情報の保護に必要な対策を講じるものとする。

(公表等)

第4 市は、事故報告を取りまとめ、事故防止に資するものとする。

2 市は、事業者等が条例等に違反し、次の各号のひとつに該当するときは、事業所等の名称及び事故内容について公表することができるものとする。

- (1) 事業者等が事故発生を故意に隠匿している場合
- (2) 事業者等が事故の再発防止策に取り組まない場合
- (3) その他利用者保護のため、市長が必要と認めた場合

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第2 この要領の施行の際現にある改正前の様式は、令和4年3月31日まで使用することができるものとする。